

○ がん診療連携拠点病院 指定要件の充足状況について

現況報告 現況報告 現況報告 現況報告 現況報告 現況報告 現況報告 現況報告

×	必須要件が充足されていない
×	原則必須要件が充足されていない

指定要件	区分	適用除外規定など	地域がん診療連携拠点病院							
			がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災

II 地域がん診療連携拠点病院 指定要件

条項	要件の内容	区分	適用除外規定など	がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災
1 診療体制											
(1) 診療機能											
① 集学的治療等の提供体制および標準的治療等の提供											
ア	我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がんおよび乳がんをいう。以下同じ。)およびその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療および化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療および緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検査および治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。)を整備し、活用状況を把握している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備すると共に、これに準じた院内クリティカルパスを整備し活用状況を把握する等、実効性のある診療体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ	がん患者の病態に応じた、より適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード(手術療法、放射線診断、放射線治療、化学療法、病理診断および緩和ケアに携わる専門的な知識および技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態および治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置し、その実施主体を明らかにした上で、月1回以上開催している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ	確実な連携体制を確保するためそのグループ指定先の地域がん診療病院と定期的な合同のカンファレンスを開催している。	必須 (Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カ	グループ指定を受ける地域がん診療病院の診療機能確保のための支援等に関する人材交流計画を策定し、その計画に基づき人材交流を行っている。	必須 (Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 手術療法の提供体制											
ア	術中迅速病理診断が可能な体制を確保している。(遠隔病理診断でも可)	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施している。	望ましい	-	○	×	○	○	○	○	○	○
ウ	連携協力により、グループ指定先の地域がん診療病院が手術療法を提供できる体制を整備している。	必須 (Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 放射線治療の提供体制											
ア	強度変調放射線治療等を含む放射線治療に関して地域の医療機関と連携するとともに、役割分担を図っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	第三者機関による出力線量測定を行う等、放射線治療の品質管理を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	連携協力により、グループ指定先の地域がん診療病院が放射線治療を提供できる体制を整備している。	必須 (Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④ 化学療法の提供体制											
ア	地域がん診療連携拠点病院の指定要件で規定する外来化学療法室(以下「外来化学療法室」という。)において、公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師や化学療法看護認定看護師をはじめとするがん看護を専門とする看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有できる体制を整備し、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	急変時等の緊急時に外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	化学療法のレジメン(治療内容をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ	グループ指定先の地域がん診療病院が標準的な化学療法を適切に提供できるよう、レジメンの審査等において地域がん診療病院を支援し、連携協力により化学療法を提供する体制を整備している。	必須 (Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

指定要件		区分	適用除外 規定など	がん セン	新発田	新大 (特機)	市民	長岡 日赤	長岡 中央	県立 中央	新潟 労災
条項	要件の内容										
⑤ 緩和ケアの提供体制											
ア	地域がん診療連携拠点病院の指定要件で規定する緩和ケアチーム(以下「緩和ケアチーム」という。)を組織上明確に位置づけ、当該チームががん患者に対し適切な緩和ケアを提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、以下の緩和ケアが提供される体制を整備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ i	がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的苦痛等のスクリーニングを診断時から外来および病棟に行っている。また、院内で一貫したスクリーニング手法を活用している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ ii	緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、迅速かつ適切に緩和する体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ iii	医師から診断結果や病状を説明する際に、以下の体制を整備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ iii a	看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本としている。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ iii b	説明時には、初期治療内容のみならず長期的視野に立ち治療プロセス全体について十分なインフォームドコンセントに努めている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ iii c	必要に応じて看護師等によるカウンセリングを活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ iv	医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来治療中も医療用麻薬などの使用を自己管理できるよう指導している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ i	週1回以上の頻度で、定期的に病棟ラウンドおよびカンファレンスを行い、苦痛のスクリーニングおよび症状緩和に努めている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ i a	当該病棟ラウンドおよびカンファレンスには必要に応じ主治医や病棟看護師等の参加を求めている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ ii	がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ iv	外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備している。 ※「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的な緩和ケアを含めた専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来であり、疼痛や精神面のみに対応する外来や診療する曜日等が定まっていない外来、緩和ケア病棟の入棟面談などは含まない。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ iv a	外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ v	緩和ケアチームの看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来看護業務を支援・強化すること。 また、主治医および看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ vi	緩和ケアチームの専従の医師は、手術療法・化学療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンスおよび病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案している。	必須 (専従がいる場合のみ)	-	○	-	○	○	-	-	○	○
ウ vii	緩和ケアチームの専任の医師は、がん診療に関するカンファレンスおよび病棟回診に参加している。	望ましい	-	○	×	○	○	○	×	○	○
ウ viii	緩和ケアに係る診療や相談支援の件数および内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ	イおよびウの連携を以下により確保する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エ i	緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけではなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ ii	緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ iii	がん治療を行う病棟や外来部門に、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたり緩和ケアの提供体制についてアに規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。)を配置している。	望ましい	-	○	○	○	○	×	○	○	○

指定要件		区分	適用除外規定など	がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災
条項	要件の内容										
オ	アからエにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者および家族に対しわかりやすく情報提供を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
カ	かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医および看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明および指導を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
キ	緩和ケアに関する要請および相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関および在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 病連携・病診連携の協力体制											
ア	地域の医療機関から紹介されたがん患者の受け入れを行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ア i	がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ア ii	地域の医療機関へがん患者を紹介する際、緩和ケアの提供に関しては、2次医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	病理診断または画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、化学療法または緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断および治療に関する連携協力体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス(がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表および患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ	二次医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、圏域内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ	必要に応じて院内または地域の歯科医師と連携し、がん患者に対して口腔ケアを実施している。	望ましい	-	○	○	○	○	○	○	○	○
カ	地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携クリティカルパスやマニュアルを整備するなど院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
キ	地域連携クリティカルパス等を活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ク	退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意志決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ セカンドオピニオンの提示体制											
ア	我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、化学療法または緩和ケアに携わる専門的な知識および技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断および治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ア i	地域がん診療病院と連携しセカンドオピニオンを提示する体制を整備している。	必須(Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ	がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備している。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 診療従事者											
① 専門的な知識および技能を有する医師の配置											
ア	当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識および技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	専任(当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。以下同じ。)の放射線診断に携わる専門的な知識および技能を有する医師を1人以上配置している。	必須	※過去3回の三師調査の平均医師数(病院のみ)がおおむね300人を下回る医療圏の場合、適用しない。(クを適用)	○	-	○	○	○	○	○	-
イ i	当該医師は常勤である。	原則必須		○	-	○	○	○	○	○	-
ウ	専従(当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。以下同じ。)の放射線治療に携わる専門的な知識および技能を有する医師を1人以上配置している。	必須		○	-	○	○	○	○	○	-

指定要件		区分	適用除外規定など	がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災
条項	要件の内容										
ウ i	当該医師は常勤である。	原則必須		○	-	○	○	○	×	○	-
エ	専任の化学療法に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の医師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ i	当該医師は専従である。	原則必須	-	○	○	○	×	×	×	○	×
オ	緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識および技能を有する医師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ i	当該医師は常勤である。	原則必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ ii	当該医師は専従である。	望ましい	-	○	×	○	○	○	×	○	×
カ	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識および技能を有する医師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
カ i	当該医師は専任である。 ※この場合の専任とは、緩和ケアチームの診療を中心となって担当していればよく、その就業時間の5割以上を身体症状もしくは精神症状の緩和に従事していることは求めない。	望ましい	-	×	×	○	○	○	×	×	×
カ ii	当該医師は常勤である。	望ましい	-	×	×	○	○	○	×	×	×
キ	病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含む、専従の病理診断に携わる常勤の医師を1人以上配置している。	必須	※過去3回の三師調査の平均医師数(病院のみ)がおおむね300人を下回る医療圏の場合、適用しない。(クを適用)	○	-	○	○	○	○	○	-
ク (病院医師数300未満の特例)	医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく当該2次医療圏の医師数(病院の従事者)の過去3回の平均値がおおむね300人を下回る2次医療圏においては、当面の間、イ、ウ、キに規定する専門的な知識および技能を有する医師の配置は必須条件とはしないが、以下の要件を満たすこと。	-	※過去3回の三師調査の平均医師数(病院のみ)がおおむね300人を下回る医療圏の場合、適用しない。(クを適用)	-	該当適用する	-	-	-	-	該当適用しない	該当適用する
ク i	専任の放射線治療に携わる専門的な知識および技能を有する医師を1人以上配置している。	必須(適用する場合のみ)	-	-	○	-	-	-	-	-	○
ク ii	当該医師は常勤である。	原則必須(適用する場合のみ)	-	-	○	-	-	-	-	-	×
ク iii	専従の病理解剖などの病理診断に係る周辺業務を含む病理診断に携わる医師を1人以上配置している。	必須(適用する場合のみ)	-	-	○	-	-	-	-	-	○
② 専門的な知識および技能を有する医師以外の診療従事者の配置											
ア iv	専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ア v	当該技師は日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定を行う放射線治療専門放射線技師である。	望ましい	-	○	×	○	×	○	×	○	×
イ ii	専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ v	当該技術者等は一般財団法人医学物理士認定機構が認定を行う医学物理士である。	望ましい	-	○	×	○	×	○	×	×	×
ウ ii	放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ v	当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん放射線療法看護認定看護師である。	望ましい	-	○	×	×	×	×	×	×	×
エ ii	専任の化学療法に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ v vi	当該薬剤師は一般社団法人日本医療薬学会が認定を行うがん専門薬剤師、一般社団法人日本病院薬剤師会が認定するがん薬物療法認定薬剤師である。	望ましい	-	○	○	○	○	○	×	○	○
オ ii	がん化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の看護師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ iv	当該看護師は専従である。	原則必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ v vi	当該看護師について公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師、公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん化学療法看護認定看護師である。	望ましい	-	○	×	×	×	○	○	×	○

指定要件		区分	適用除外規定など	がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災
条項	要件の内容										
カ	緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識および技能を有する常勤の看護師を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
カ v vi vii	当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかである。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
キ	緩和ケアチームに協力する薬剤師を1人以上配置している。	望ましい	-	○	○	○	○	○	○	○	○
キ i	当該薬剤師は一般社団法人日本緩和医療薬学会が認定する緩和薬物療法認定薬剤師である。	望ましい	-	○	○	×	○	×	×	○	○
ク	緩和ケアチームに協力する医療心理に携わる者を1人以上配置している。	望ましい	-	○	○	○	○	○	○	○	×
ク i	当該医療心理に携わる者は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士である。	望ましい	-	○	○	×	○	○	○	○	×
ケ	専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ケ v	当該者は公益社団法人日本臨床細胞学会が認定を行う細胞検査士である。	望ましい	-	○	○	○	○	○	○	○	○
③ その他											
ア	がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置している。	望ましい	-	○	×	×	○	○	○	○	×
イ	地域がん診療連携拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識および技能を有する医師の専門性および活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備している。 ※当該評価に当たっては、手術・放射線治療・化学療法の治療件数(放射線治療・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 医療施設											
① 専門的ながん医療を提供するための治療機器および治療室等の設置											
ア	リニアックなど、体外照射を行うための放射線治療に関する機器を設置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	外来化学療法室を設置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	集中治療室を設置している。	原則必須	-	○	○	○	○	○	○	○	×
エ	無菌病室を設置している。(白血病を専門とする分野に掲げている場合に限る。)	必須	-	○	○	○	○	○	-	○	-
オ	術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
カ	病棟、外来、イに規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者およびその家族が自主的に確認できる環境を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
キ	がん患者およびその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けている。	望ましい	-	○	×	○	○	○	○	○	○
② 敷地内禁煙等											
ア	敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組んでいる。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
2 診療実績											
(1) ①または②をおおむね満たすこと。											
①ア	院内がん登録数(入院、外来は問わない)自施設初回治療分)年間500件以上である。	必須		3,000	1,232	2,232	1,815	1,615	1,685	1,410	370
①イ	悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上である。	必須		2,540	760	1,270	1,639	951	1,061	728	241
①ウ	がんに係る化学療法のべ患者数 年間1000人以上である。	必須		8,455	4,538	5,249	1,373	1,474	8,989	1,404	363
①エ	放射線治療のべ患者数 年間200人以上である。	必須		1,111	218	620	222	452	231	360	64
②	当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績がある。 ※この場合の診療実績は、各施設の年間新入院がん患者数を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所)、2次医療圏×傷病分類」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を1.2倍したものを分母とする。分子の数値はがん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。	必須		38%	55%	5%	22%	25%	36%	44%	17%
3 研修の実施体制											
(1)	別途定める「プログラム」に準拠した当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的実施している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(1)①	施設に所属する初期臨床研修2年目から初期臨床研修終了後3年目までの全ての医師が当該研修を修了する体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(1)②ア	研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○

指定要件		区分	適用除外 規定など	がん セン	新発田	新大 (特機)	市民	長岡 日赤	長岡 中央	県立 中央	新潟 労災
条項	要件の内容										
(2)	(1)のほか、原則として当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・化学療法の推進および緩和ケア等に関する研修を実施している。	原則必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)①	当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)	診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的開催している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)	看護師を対象としたがん看護に関する総合的な研修を定期的実施している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(5)	医科歯科連携による口腔ケアを推進するために、歯科医師等に対するがん患者の口腔ケア等の研修の実施に協力している。	望ましい	-	○	×	○	×	×	○	○	○
4 情報の収集提供体制											
(1)相談支援センター 相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という)を設置し、①から⑥の体制を確保した上で、当該部門においてアからシまでに掲げる業務を行う。		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(1)上段	相談支援センターは病院固有の名称との併記を認めた上で、「がん相談支援センター」と表記している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(1)下段	院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に広報している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
①	がん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従および専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	×	×
②	院内および地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者およびその家族並びに地域の住民および医療機関等からの相談等に対応する体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
②ア	相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組んでいる。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
③	相談支援について、都道府県協議会等での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
④	相談支援センターの機能について、主治医等から、がん患者およびその家族に対し、周知が図られる体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備している。	望ましい	-	○	○	×	○	○	×	○	○
⑥	連携協力により相談支援を行う体制を整備している。	必須 (Gr指定)	-	○	-	○	○	○	○	○	-
⑦<相談支援センターの業務>											
ア	がんの病態、標準的治療法等がん診療およびがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報を提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	診療機能、入院・外来の待ち時間および医療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関および診療従事者に関する情報を収集、提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	セカンドオピニオンの提示が可能な医師を紹介している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
エ	がん患者の療養上の相談に対応している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ	就労に関する相談に対応している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
オ i	就労に関する相談に関して、産業保健等の分野との効果的な連携により提供している。	望ましい	-	○	×	×	○	×	×	×	○
カ	地域の医療機関および診療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
キ	アスベストによる肺がんおよび中皮腫に関する医療相談に対応している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ク	HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談に対応している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
ケ	医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援をしている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
コ	相談支援センターの広報・周知活動をしている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
サ	相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組をしている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
シ	その他相談支援に関することを行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
シ ii	業務内容について、相談支援センターと別部門で実施されている場合は、その旨を掲示し、必要な情報提供を行っている。	必須 (該当する場合のみ)	-	○	-	○	-	-	-	○	○
(2)院内がん登録											
①	健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施している。なお、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)施行後は同法に基づく院内がん登録を実施すること。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
②ア	国立がん研究センターによる研修を修了した専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
②イ	当該実務者は診療ガイドラインの改定等を踏まえ必要に応じて再度研修を受講している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○

指定要件		区分	適用除外規定など	がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災
条項	要件の内容										
③	毎年、院内がん登録の集計結果等を国立がん研究センターに情報提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
④	院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施する地域がん登録事業に必要な情報を提供している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)その他											
①ア	我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有し、および標準的治療等を提供している場合、当該がんに対する診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報している。	必須(提供している場合のみ)	-	○	○	○	○	○	○	○	○
②	院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
③	地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
④	連携先の地域がん診療病院名やその連携内容、連携実績等について病院ホームページ、パンフレット等でわかりやすく公表している。	必須(Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 臨床研究および調査研究											
(1)	政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究への協力体制を整備している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施している。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
①	進行中の臨床研究(治験を除く。以下同じ。)の概要および過去の臨床研究の成果を広報している。	必須		○	○	○	○	○	○	○	○
②	参加中の治験について、その対象であるがんの種類および薬剤名等を広報している。	望ましい		○	×	○	×	×	×	×	×
③	臨床研究コーディネーター(CRC)を配置している。	望ましい		○	○	○	×	×	○	×	×
④	臨床研究・治験に対する普及啓発を進め、患者に対して臨床研究・治験に関する適切な情報提供に努めている。	必須		○	○	○	○	○	○	○	○
6 PDCAサイクルの確保											
(1)	自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行っている。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)①	地域に対してわかりやすく広報している。	必須	-	○	○	○	○	○	○	○	○
Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件											
特定機能病院を地域拠点病院として指定する場合には、Ⅱの地域拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。											
1	組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線治療を行う機能を有する部門(以下「放射線治療部門」という。)を設置している。	必須	-	-	-	○	-	-	-	-	-
1(1)	当該部門の長として、専従の放射線治療に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の医師を配置している。	必須	-	-	-	○	-	-	-	-	-
2	組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し化学療法を行う機能を有する部門(以下「化学療法部門」という。)を設置している。	必須	-	-	-	○	-	-	-	-	-
2(1)	当該部門の長として、専任の化学療法に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の医師を配置している。	必須	-	-	-	○	-	-	-	-	-
2(2)	当該部門の長として、専従の常勤の医師を配置している。	望ましい	-	-	-	○	-	-	-	-	-
3	当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等の医師等に対し、高度ながん医療に関する研修を実施している。	望ましい	-	-	-	○	-	-	-	-	-
4	他のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院に対する医師の派遣による診療支援に積極的に取り組んでいる。	必須	-	-	-	○	-	-	-	-	-
Ⅳ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について											
都道府県拠点病院は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上およびがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担い、Ⅱの地域拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。											
1 都道府県における診療機能強化に向けた要件											
(1)	当該都道府県においてがん医療に携わる専門的な知識および技能を有する医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修を実施している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(2)	地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院等に対し、情報提供、症例相談および診療支援を行っている。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)	地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院に対し、診療機能や診療実績等の情報提供を求め、必要に応じ、実地調査を行うこと等により、当該都道府県内のがん診療等の状況に関する情報を収集、分析、評価し、改善を図っている。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)	都道府県協議会を設置し、当該協議会は、当該都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析および発信を行うとともに、診療の質向上につながる取組に関して検討し、実践するため、次に掲げる事項を行うこと。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(4)①	地域がん診療病院とがん診療連携拠点病院とのグループ指定における、地域性に応じたグループ内での役割分担を明確にした上でのグループ指定の組み合わせを決定している。	必須(Gr指定)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

指定要件		区分	適用除外規定など	がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災
条項	要件の内容										
(4)②	都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の診療実績等を共有している。 ※地域連携クリティカルパスの活用実績や地域の医療機関との紹介・逆紹介の実績、相談支援の内容別実績、がん患者の療養生活の質の向上に向けた取組状況等を含む。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)③	当該都道府県におけるがん診療および相談支援の提供における連携協力体制について検討している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)④	当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧の作成・共有している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)⑤	当該都道府県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行っている。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)⑥	当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行っている。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)⑦	IIの3の(1)に基づき当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)⑧	当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等へのアクセスについて情報を集約し医療機関間で共有するとともに、冊子やホームページ等でわかりやすく広報している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)⑨	国協議会との体系的な連携体制を構築している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(4)⑩	国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に都道府県内で共有される体制を整備している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
2 都道府県における相談支援機能強化に向けた要件											
(1)	相談支援業務として、都道府県内の医療機関で実施されがんに関する臨床試験について情報提供を行っている。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(1)①	相談業務として、希少がんに関しては適切な相談を行うことができる医療機関への紹介を含め、相談支援を行っている。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(2)	相談支援に携わる者のうち、原則として少なくとも1人は国立がん研究センターによる相談員指導者研修を修了している。	原則必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)	地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の相談支援に携わる者に対する継続的かつ系統的な研修を行っている。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
3 都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件											
(1)	放射線治療部門を設置している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(1)①	当該部門の長として、専従の放射線治療に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の医師を配置している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(2)	化学療法部門を設置し、当該部門の長として、専任の化学療法に携わる専門的な知識および技能を有する常勤の医師をそれぞれ配置している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(2)①	当該部門の長として、専従かつ常勤の医師を配置している。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)	都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件で規定する緩和ケアセンター(以下「緩和ケアセンター」という。)を整備し、当該緩和ケアセンターを組織上明確に位置づけている。 ※緩和ケアセンターは、緩和ケアチームが主体となり以下の活動を行い専門的緩和ケアを提供する院内拠点組織とする。なお、当該緩和ケアセンターは平成28年3月までに整備する。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)①	公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師や緩和ケア認定看護師をはじめとするがん看護関連の認定看護師等による定期的ながん看護カウンセリング(がん看護外来)を行っている。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)②	看護カンファレンスを週1回程度開催し、患者とその家族の苦痛に関する情報を外来や病棟看護師等と共有している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)③	緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ患者や連携協力リストを作成した在宅療養支援診療所等からの紹介患者を対象として、緊急入院体制を整備している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)④	地域の病院や在宅療養支援診療所、ホスピス・緩和ケア病棟等の診療従事者と協働して、緩和ケアにおける連携協力に関するカンファレンスを月1回程度定期的に開催している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑤	連携協力している在宅療養支援診療所等を対象にした患者の診療情報に係る相談等、いつでも連絡を取れる体制を整備している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑥	相談支援センターとの連携を図り、がん患者とその家族に対して、緩和ケアに関する高次の相談支援を提供する体制を確保している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑦	がん診療に携わる診療従事者に対して定期的な緩和ケアに関する院内研修会等を開催し、修了者を把握する等、研修の運営体制を構築している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑧	緩和ケアセンターの構成員が参加するカンファレンスを週1回以上の頻度で開催し、緩和ケアセンターの運営に関する情報共有や検討を行っている。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-

指定要件		区分	適用除外規定など	がんセン	新発田	新大(特機)	市民	長岡日赤	長岡中央	県立中央	新潟労災
条項	要件の内容										
(3)⑨	緩和ケアセンターには、緩和ケアチームの医師に加えて、以下の専門的な知識および技能を有する医師を配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑨ア	緩和ケアセンターの機能を統括する医師を緩和ケアセンター長として1人配置している。なお、当該医師については、常勤であり、なおかつ院内において管理的立場の医師であること。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑨イ	緊急緩和ケア病床を担当する専門的な知識および技能を有する医師を1人以上配置している。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、緩和ケアチームの医師との兼任を可とする。当該医師については、夜間休日等も必要時には主治医や当直担当医と連絡を取ることができる体制を整備している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩	緩和ケアセンターには、緩和ケアチームの構成員に加えて以下の専門的な知識および技能を有する医師以外の診療従事者を配置すること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩ア	緩和ケアセンターの機能を管理・調整する常勤の組織管理経験を有する看護師で、専従のジェネラルマネージャーを配置している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩アイ	ジェネラルマネージャーのうち公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師または緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかである。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩イ	ジェネラルマネージャーとは別に、専従かつ常勤の看護師を2人以上配置している。 ※当該看護師は緩和ケアチームとの兼任を可とする。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩イ	当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師または緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかである。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩ウ	緩和ケアセンターの業務に協力する薬剤師を配置している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩ウ	当該薬剤師は一般社団法人日本緩和医療薬学会が認定する緩和薬物療法認定薬剤師である。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩エ	緩和ケアセンターにおける相談支援業務に専任の相談支援に携わる者を1人以上配置している。 ※当該者については相談支援センターの相談支援に携わる者との兼任および、相談支援センター内にて当該業務に従事することを可とする。ただし、この場合の専任とは、緩和ケアセンターにおける相談支援業務を中心となって担当していればよく、その就業時間の5割以上を緩和ケアセンターにおける相談支援業務に従事していることは求めない。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(3)⑩オ	ジェネラルマネージャーを中心に、歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの診療従事者が連携している。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
4 院内がん登録の質的向上に向けた要件											
(1)	都道府県内の医療機関が実施する院内がん登録の精度の向上のため、院内がん登録実務者として国立がん研究センターの実施する指導者研修を修了した者を配置している。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
(2)	都道府県内の院内がん登録に関する情報の収集および院内がん登録実務者の育成等を行っている。	望ましい	-	○	-	-	-	-	-	-	-
5 PDCAサイクルの確保(都道府県拠点病院要件)											
-	IIの6の(2)に規定する、都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院におけるPDCAサイクルの確保について、中心となって情報共有と相互評価を行い、地域に対してわかりやすく広報している。	必須	-	○	-	-	-	-	-	-	-